

指定介護予防支援事業の指定に伴う Q & A

Q① 総合事業（第1号事業）のみを利用する方への介護予防ケアマネジメント業務はどのような取り扱いとなるのか？

➡A. 介護予防ケアマネジメント業務については、直接契約することはできません。現行どおり、地域包括支援センターからの一部委託を受けてのケアマネジメントになります。

Q② 指定介護予防支援の指定を受けたうえで、他の利用者について地域包括支援センターから一部委託を受けて指定介護予防支援を行うことは可能か？

➡A. 可能です。

Q③ 現在、一部委託を受け、計画作成を行っている利用者について、新たに指定を受けて担当する場合、介護予防サービス計画書は再度作成する必要があるか？

➡A. 必要です。また事業所の変更になりますので、ケアプランの軽微な変更扱いにはできません。

Q④ 現在、地域包括支援センターから委託を受けて、計画書を作成している利用者について、終了評価を行い、地域包括支援センターに提出する必要がありますか？また、その場合に市への居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出は必要ですか？

➡A. 必要です。一部委託から利用者との直接契約に変更する際には、利用者と契約書を締結する際には「指定介護予防支援契約解除届出書」に利用者から署名または押印をいただき、原本を由布市地域包括支援センターにご提出をお願いします。

また、市への居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出も必要です。

Q⑤ 指定を受けて直接契約している利用者が、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更した場合はどのような取り扱いになるか？また利用者により特定の月に保険給付サービスの利用実績がなかった場合、指定介護予防支援費の請求を行うことができないが、この場合はどのような取り扱いになるのか？

➡A. Q1に記載のとおり介護予防ケアマネジメントは直接契約できませんので、地域包括支援センターと利用者が契約する必要があります。また、予防給付サービスの利用実績がなく、総合事業（第1号事業）のみの実績となった場合にも、同様に地域包括支援センターと利用者が当該月のみ利用者と契約をする必要があります（そうしなければ利用サービス事業所の請求が通りません）、予防給付が再開した月には再度指定居宅介護予防支援事業所が利用者と再契約することとなり、とても煩雑になることが予想されます。予防給付サービスのみ利用中の方のみ直接契約することを市としては推奨します。

なお、令和6年4月26日付介護保険最新情報 vol.1260「指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について」で示され

た包括的な委託契約については、包括支援センター運営協議会での審議が必要ですので、現時点では実施しません。今後の運営協議会等で、実施の必要性や方法について審議し、実施する場合は改めて周知いたします。

Q⑥ 指定介護予防支援を担当していた利用者が、介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することになった場合、給付管理票の作成はどの事業所が行うことになるのか？

➡A. 歴月を通じて介護予防小規模多機能型居宅介護を利用する場合は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理票を作成することとなります。

なお、月の途中で利用開始又は月途中で利用を終了した場合は、指定介護予防支援事業所（居宅介護予防支援事業所）が給付管理票を作成することとなります。この場合は介護予防支援費の請求が可能です。

Q⑦ 初回加算、委託連携加算はどうなるのか？

➡A. 初回加算については、居宅介護支援事業と同様の考え方で算定ください。

委託連携加算は地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に一部委託を出す際の連携に係る加算ですので、地域包括支援センターのみが算定可能です。